

平成22年度 消除予定添加物名簿

番号	名称
1	N - アセチルグルコサミン
2	アラビノガラクトン
3	アルカネット色素 (アルカネットの根から得られた、アルカニン を主成分とするものをいう。)
4	アロエベラ抽出物 (アロエの葉から得られた、多糖類を主成分と するものをいう。)
5	イモカロテン (サツマイモの塊根から得られた、カロテンを主成 分とするものをいう。)
6	エゴノキ抽出物 (アンソクコウノキの分泌液から得られた、安息 香酸を主成分とするものをいう。)
7	エラグ酸
8	オキアミ色素 (オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサ ンチンを主成分とするものをいう。)
9	オリゴ - N - アセチルグルコサミン
10	オリゴグルコサミン
11	カカオ炭末色素 (カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主 成分とするものをいう。)
12	ガストリックムチン (ほ乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類 を主成分とするものをいう。)
<u>13</u>	<u>カテキン</u>
<u>14</u>	<u>カニ色素 (アメリカザリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタ</u>

	<u>キサントンを主成分とするものをいう。)</u>
15	キダチアロエ抽出物 (キダチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)
16	キハダ抽出物 (キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。)
17	グッタハンカン (グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
18	グリーンタフ
19	クワ抽出物 (クワの根茎の皮から得られた、スチルベン誘導体及びフラボノイドを主成分とするものをいう。)
20	ゲンチアナ抽出物 (ゲンチアナの根又は根茎から得られた、アマロゲンチン及びゲンチオピクロシドを主成分とするものをいう。)
21	酵素処理カンゾウ (カンゾウ抽出物 (ウラルカンゾウ、チョウカカンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものをいう。) にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られた、 - グルコシルグリチルリチン酸類を主成分とするものをいう。)
22	酵素処理チャ抽出物 (チャ抽出物 (チャの葉から得られた、カテキン類を主成分とするものをいう。) にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。)
23	酵素分解ハトムギ抽出物 (ハトムギの種子を酵素分解して得られたものをいう。)
<u>24</u>	<u>コーパル樹脂 (コーパルの分泌液から得られた、アガテンジカルボン酸を主成分とするものをいう。)</u>
25	コバルト
26	ゴム分解樹脂 (ゴム (パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソ

	<p>ブレンを主成分とするものをいう。ただし、低分子ゴム（第46号の低分子ゴムをいう。）を除く。）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）</p>
27	<p>コメヌカ酵素分解物（脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とするものをいう。）</p>
28	<p>ササ色素（ササの葉から得られた、クロロフィルを主成分とするものをいう。）</p>
29	<p>サトウキビロウ（サトウキビの茎から得られた、パルミチン酸ミリシルを主成分とするものをいう。）</p>
30	<p>サンダラック樹脂（サンダラックの分泌液から得られた、サンダラコピマール酸を主成分とするものをいう。）</p>
31	<p>シコン色素（ムラサキの根から得られた、シコニンを主成分とするものをいう。）</p>
32	<p>ジャマイカカッシア抽出物（ジャマイカカッシアの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオクアシンを主成分とするものをいう。）</p>
33	<p>焼成カルシウム（うに殻を焼成して得られた、カルシウム化合物を主成分とするものに限る。）</p>
34	<p>スクレロガム（スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）</p>
35	<p><u>スフィンゴ脂質（ウシの脳から得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものに限る。）</u></p>
36	<p>セサモリン</p>
37	<p>セสบانياガム（シロゴチヨウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）</p>
38	<p>ソルバ（ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）</p>

39	ソルビンハ（ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
40	L - ソルボース
41	タンニン（抽出物）（クリの渋皮又はタマリンドの種皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものに限る。）
<u>42</u>	<u>ダンマル樹脂（ダンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）</u>
43	チャ種子サポニン（チャの種子から得られた、サポニンを主成分とするものをいう。）
44	チルテ（チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
45	ツヌー（ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
46	低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
47	電気石
48	動物性ステロール（魚油又はラノリン（ヒツジの毛に付着するろう様物質から得られた、高級アルコールと - ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう。）から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。）
49	ドクダミ抽出物（ドクダミの葉から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）
50	トリアシルグリセロールリパーゼ
51	ニガキ抽出物（ニガキの幹枝又は樹皮から得られた、クアシンを主成分とするものをいう。）
52	ニガーグッタ（ニガーグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

5 3	ニガヨモギ抽出物（ニガヨモギの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。）
5 4	ニストース
5 5	ニューコウ（ニューコウの分泌液から得られた、 β -ボスウェリン酸及び γ -ボスウェリン酸を主成分とするものをいう。）
5 6	ニンニク抽出物（ニンニクのりん茎から得られた、アリルスルフィドを主成分とするものをいう。）
5 7	パフィア抽出物（パフィアの根から得られた、エクジステロイド及びサポニンを主成分とするものをいう。）
5 8	ヒキオコシ抽出物（ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメインを主成分とするものをいう。）
5 9	ヒメマツタケ抽出物（ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。）
6 0	ピメンタ抽出物（ピメンタの果実から得られた、オイゲノール及びチモールを主成分とするものをいう。）
6 1	ヘスペレチン
6 2	ベニノキ末色素（ベニノキの種子から得られた、ノルビキシン及びビキシンを主成分とするものをいう。）
6 3	ベネズエラチクル（ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
6 4	ペパー抽出物（コショウの果実から得られた、フェルペリン類を主成分とするものをいう。）
6 5	ハウセンカ抽出物（ハウセンカの全草から抽出して得られたものをいう。）
6 6	ホコッシ抽出物（ホコッシの種子から得られた、バクチオールを

	主成分とするものをいう。)
67	マッサランドバチョコレート (マッサランドバチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
68	マッサランドババラタ (マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
69	メチルチオアデノシン (サッカロミセスから得られた、5' - デヒドロキシ - 5' - メチルチオアデノシンを主成分とするものをいう。)
70	モウソウチク炭抽出物 (モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたものをいう。)
71	モリン
72	モンタンロウ (褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とテトラコシルトリアコンタニルアルコール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコンタニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)
73	油煙色素 (植物性油脂を燃焼して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
74	ユーカリ葉抽出物 (ユーカリの葉から得られた、 α -ジケトン
75	リンターセルローズ (ワタの単毛から得られた、セルローズを主成分とするものをいう。)
76	レッチュデバカ (レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)
77	レバン (枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)
78	レモン果皮抽出物 (レモンの果皮から得られた、ゲラニオール及

	びシトラールを主成分とするものをいう。)
79	ロシディンハ(ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
80	ワサビ抽出物(ワサビの根茎又は葉から得られた、イソチオシアナート)を主成分とするものをいう。)

註：下線は、「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について(周知依頼)」(平成21年10月5日付け食安基発1005第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知)による調査の結果、新たに加わったもの。